

## 船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第200号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成21年5月9日 14時00分ごろ	
発生場所	愛媛県大下島灯台から真方位296°950m付近 (概位 北緯34°11.6′ 東経132°54.5′)	
事故等調査の経過	平成21年7月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 <sup>たけ</sup> 武丸、1.92トン	
船舶番号、船舶所有者等	281-34128愛媛、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	機関にぬれ損	
事故等の経過	本船は、ひじき漁のため、愛媛県小大下島東岸の磯際に船首方向を南として機関を止め錨泊中、約010°方向に流れる約7ノットの潮流によって徐々に東方に流され、アンカーロープが緊張状態になったとき、船体が傾斜して海水が流入し、平成21年5月9日14時00分ごろ転覆した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は錨泊中、潮流によりアンカーロープが緊張状態になった際、アンカーロープを解放しなかったため、船体が傾斜して海水が流入し、転覆した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が小大下島東岸沖において錨泊中、潮流により流されてアンカーロープが緊張状態になった際、アンカーロープを解放しなかったため、船体が傾斜して海水が流入し、転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。	